

令和5年9月12日

市内地域密着型サービス事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

**新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う運営推進会議及び
介護・医療連携推進会議に関する今後の取扱いについて**

平素より、市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

運営推進会議及び介護・医療連絡推進会議（以下、「運営推進会議等」）につきましては、令和2年2月28日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」問8により、その開催について感染症拡大時の対応が示されていました。

令和5年5月1日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」により、5類感染症への移行後の取扱いについて示されましたので、本市としての対応方針を次のとおり通知します。

記

○運営推進会議等の開催方法について

今後の開催方法については、原則として対面形式（オンライン会議を含む）による開催とします。ただし、令和5年度においては、令和5年3月17日付各務原市介護保険課長事務連絡「令和5年度「運営推進会議（介護・医療連携推進会議）」の開催について（通知）」による取扱いのとおり、感染防止の観点より止むを得ない場合は、書面形式により開催して差し支えないものとします。

なお、令和6年度以降につきましては、対面形式（オンライン会議を含む）による開催とし、書面による方法は認められませんのでご注意ください。

○参考資料

- 別紙1 令和2年2月28日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」
- 別紙2 位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表
- 別紙3 令和5年5月1日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」
- 別紙4 令和5年3月17日付各務原市介護保険課長事務連絡「令和5年度「運営推進会議（介護・医療連携推進会議）」の開催について（通知）」

各務原市	健康福祉部	介護保険課	施設指導係
係長	熊澤	担当	鈴木
電話	058-383-2067（直通）		
FAX	058-383-6365		
メール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp		